

民間事業者等提案制度に基づくテーマ型事業提案募集シート

募集テーマ	空家の発生から予防までの総合的な空家等対策を、継続して長期的かつ計画的に推進していただける事業者の募集
募集テーマの概要	<p>本市では、地域における人口及び世帯数の減少、既存の住宅・建築物の老朽化等に伴い、使用されていない住宅・建築物が年々増加しております。</p> <p>これらの空家等に関する一体的な解決を図るため、次のポイントを踏まえて、共に歩んでいただける事業者を募集するものです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 空家等の調査 ○ 所有者等による空家等の適切な管理の促進 ○ 空家等及び除却した空家等跡地の活用の促進 ○ 特定空家等及びその他の特定空家等の対処 ○ 住民等からの空家等に関する相談への対応 ○ 移住、二地域居住施策等への空家活用業務への対応 ○ 空家対策に関する人材の育成
提案募集の背景・課題	<p>わが国では、少子高齢化やそれに伴う労働生産力の低下、税収の減少、社会保障費の増大、ひいては財政の逼迫など、人口減少が地域社会に深刻な影響を与えることが懸念されています。</p> <p>本市においても、地域における人口及び世帯数の減少、既存の住宅・建築物の老朽化等に伴い、使用されていない住宅・建築物が年々増加しております。</p> <p>このような空家を取り巻く環境に的確に対応するためには、空家の解体、利活用及び流通化が急務となっています。</p> <p>本市においても、これらを念頭に、第2次志布志市総合振興計画で将来像である「未来へ躍動する創造都市 志布志」を実現するため、空家等対策の推進に関する特別措置法（昭和26年法律第127号）第7条の規定に基づく「志布志市空家等対策計画」を策定し、空家の発生から予防まで総合的な空家等対策を継続して、長期的かつ計画的に推進することとしています。</p> <p>そこで、本市では、都市圏での空家の流通の促進及び空家</p>

	等に関する一体的な解決を図るため、総務省の地域活性化起業人制度を活用した空家対策人材の派遣に御支援及び御協力いただける企業を募集します。
募集対象	<input checked="" type="checkbox"/> 連携の提案及び連携事業者の募集 <input type="checkbox"/> 連携の提案のみの募集
志布志市が希望する提案	<input type="checkbox"/> 空き家等の調査 <input type="checkbox"/> 所有者等による空家等の適切な管理の促進 <input type="checkbox"/> 空家等及び除却した空家等跡地の活用の促進 <input type="checkbox"/> 特定空家等及びその他の特定空家等の対処 <input type="checkbox"/> 住民等からの空家等に関する相談への対応 <input type="checkbox"/> 移住、二地域居住政策等への空家活用業務への対応 <input type="checkbox"/> 空家に関する人材の育成 これらの課題を解決するため、総務省の実施する地域活性化起業人を活用した空家対策人材を募集します。
想定する提案	「志布志市空家等対策計画」を基に、空家の発生から予防まで総合的な空家等対策を継続して長期的かつ計画的に、共に事業連携していくことの提案

◎提案にあたって

募集期間	令和8年3月24日～令和8年3月31日
実施予定期間	令和8年度からの実行を目指しており、今後3年間、総務省の地域活性化起業人制度を活用した空家対策人材の派遣を募集します。
提案の方法	<p>志布志市民間事業者等提案制度実施要綱第4条に基づく提案書（様式第1号）を御提出ください。企画書や関連資料等を添付頂いても構いません。</p> <p>また、提案書を受付けた後、志布志市民間事業者等提案制度実施要綱第5条に基づき、関係課と各々の提案者との協議の場を個別に設けます。これは、市が、提案事項を総合的に検討するための場であり、その際提案内容について御説明頂くこととなります。</p>
提案選定方法	志布志市民間事業者等提案制度実施要綱第6条に基づく審査委員会により選定します。

	<p>審査基準については以下のとおりです。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>採否区分</th> <th>採否基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>採用</td> <td>提案どおり実施することが適当と認められるもの</td> </tr> <tr> <td>一部採用</td> <td>提案の一部を実施することで効果があると認められるもの</td> </tr> <tr> <td>条件付採用</td> <td>提案に条件を付して実施することが適当と認められるもの</td> </tr> <tr> <td>不採用</td> <td>実施が困難なもの又は不適当なもの</td> </tr> </tbody> </table>	採否区分	採否基準	採用	提案どおり実施することが適当と認められるもの	一部採用	提案の一部を実施することで効果があると認められるもの	条件付採用	提案に条件を付して実施することが適当と認められるもの	不採用	実施が困難なもの又は不適当なもの
採否区分	採否基準										
採用	提案どおり実施することが適当と認められるもの										
一部採用	提案の一部を実施することで効果があると認められるもの										
条件付採用	提案に条件を付して実施することが適当と認められるもの										
不採用	実施が困難なもの又は不適当なもの										
志布志市から提供できるメリット	<p>社会課題解決のための新規事業を創出、実現すること。 官民で共創・協働すること。 新たな価値創造を実現すること。 人材育成によるまちづくりに寄与すること。</p>										
予算措置の可能性	有り										
添付書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第2期志布志市総合振興計画 ・ 志布志市空家等対策計画 										
その他留意点	—										
募集内容についての問い合わせ先	<p>志布志市役所 総合政策課 地域政策グループ 電話：099-472-1111（内線 443・444） E-mail：chiikiseisaku1@city.shibushi.lg.jp</p>										
提案の申込先	<p>志布志市役所 総合政策課 政策推進グループ 電話：099-472-1111（内線 441・442） E-mail：seisakusuishin1@city.shibushi.lg.jp</p>										